

特定非営利活動法人 愛・やままえケアセンター

あゆみヘルパーステーション

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所

指定第一号訪問事業所

## 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

特定非営利法人、愛・やままえケアセンターが開設する指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業所・指定第一号訪問事業所(以下「訪問介護事業所」という。)が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業の事業・指定第一号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

訪問介護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

介護予防訪問介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 あゆみヘルパーステーション 訪問介護事業所
- 2 所在地 足利市鹿島町709-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 3名  
・サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、

訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

### 3 訪問介護員等

- \* 介護福祉士 7名(常勤職員・サービス提供責任者と兼務・登録型職員)
  - \* 1級課程修了者1名(登録型職員1名)
  - \* 2級課程修了者 7名(登録型職員7名)
  - \* 市の指定研修受講者 1名(登録型職員1名)
- ・訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。  
必要な事務を行う。

## 第5条

・事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日および祝日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前6時から午後9時までとする。

(訪問介護・介護予防訪問介護及び第一号訪問事業の内容及び利用料)

## 第6条

- 1、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定第一号訪問事業所の内容は次のとおりとし、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護・指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割額とする。

(※厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

### 指定訪問介護

- 1) 身体介助
- 2) 生活援助
- 3) 通院等乗降介助

### 訪問型独自サービス

- 1) 訪問型独自サービス11:1週に1回程度
- 2) 訪問型独自サービス12:1週に2回程度
- 3) 訪問型独自サービス13:1週に2回程度を超える場合

### 訪問型独自定率サービス

- 1) 掃除・洗濯等の生活支援サービス
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・訪問型独自サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - (1)通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね5キロメートル以上1km増すごとに、100円(税込み)とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書の署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条

- ・訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止・身体的拘束等の措置に関する事項)

第8条

- ・虐待防止のための指針を設ける
- ・虐待防止にかかる体制として虐待防止検討委員会を設置する
- ・虐待防止委員会の委員長を施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする
- ・虐待防止のための従業員への研修を定期的かつ計画的に行う
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を示したマニュアルを策定する
- ・利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条

- ・通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市、太田市、桐生市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 訪問介護事業所は、ヘルパー等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規程は、平成24年2月1日から実施する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行します。
- この規程は、平成24年12月1日から実施する。
- この規程は、平成25年4月1日から実施する。
- この規程は、平成25年7月1日から実施する。
- この規程は、平成25年10月から実施する。
- この規定は、平成26年3月から実施する。
- この規定は、平成29年4月から実施する。
- この規定は、令和5年6月から実施する。
- この規定は、令和6年2月から実施する。
- この規定は、令和6年4月から実施する。